平成２３年（再イ）第８号
高知県土佐郡土佐町地蔵寺1248番地１
再生債務者　西村　由美
１　決議に付する再生計画案　平成23年６月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月14日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月14日まで
平成23年６月16日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第６号
愛知県一宮市神戸町13番地１　リネット西一宮501号
再生債務者　髙山美和子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月15日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１８号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町234番地16　レオパレス宇都宮第１―202号室
再生債務者　竹内　麻衣
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年６月14日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第１４号
千葉県八街市八街ろ89番地57
再生債務者　山中　鎮市
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年６月15日　千葉地方裁判所佐倉支部

小規模個人再生による免責決定

平成２３年（モ）第３００２号
新潟市中央区堀之内南２丁目13番５号　ホワイトハウス８号110号
再生債務者　冨田　和治
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成23年６月16日　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２０年（再イ）第４７号
茨城県鉾田市鳥栖1512番地
再生債務者　中根　一夫
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月15日　水戸地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第３号
千葉県四街道市美しが丘１丁目31番５号　サンモールA102
再生債務者　永野　周一
１　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月20日から平成23年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再ロ）第３号
青森県五所川原市大字唐笠柳字皆瀬17番地５
再生債務者　松嶋　　諭
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月７日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月14日から平成23年７月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１００４９号
東京都荒川区南千住６―41―10―623
再生債務者　濱田　幸一
１　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月26日から平成23年８月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１８号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目39番14号エミネンス木藤101
再生債務者　持丸　順一
１　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月28日から平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２０号
名古屋市中区正木３丁目12番３号　コーポ渡辺401号
再生債務者　内川　政敏
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月５日まで
平成23年６月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第１号
岡山県倉敷市西阿知町新田136番地31
再生債務者　福成　光芳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月７日まで
平成23年６月16日　岡山地方裁判所倉敷支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１３号
新潟県長岡市大島本町３丁目１番地93
再生債務者　松田　　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月16日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
千葉県佐倉市八幡台１丁目21番５号
再生債務者　野口　英二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第１０１５６号
東京都葛飾区東水元１―１―２―505
再生債務者　山崎　吉昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１７１号
千葉県松戸市下矢切258―20
再生債務者　菱沼　良行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２０号
大阪府枚方市田宮本町14番25―608号
再生債務者　久永　英志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部